

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案 電気用品安全法の一部を改正する法律案

について

1. 必要性

- ①本年2月の瞬間湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。
- ②PSE制度については、PSEマークなしの旧法表示製品とPSEマークありの新法表示製品の安全性が同等であることの確認が得られたところ、来年3月31日に直流電源装置等の経過期間が終了するなど、制度の見直しが喫緊の課題。
- ③昨今、リチウム蓄電池が発火源の製品事故が相次いでいることを踏まえ、蓄電池の安全対策が急務。

2. 具体的措置

<消費生活用製品安全法>

①経年劣化対策の強化

- ✓ 消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの(特定保守製品)について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

【例】ガス瞬間湯沸器、石油温風暖房機、浴室乾燥機等9品目

- 製造・輸入事業者(事業届出制)の義務
 - ・設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示
 - ・消費者への点検の通知、消費者からの点検要請の応諾
 - ・基準に則った点検体制の整備(既販品も含む)等
- 販売事業者の義務
 - ・消費者への特定保守製品に関する説明 等
- 消費者の責務
 - ・所有情報を製造・輸入事業者を提供
 - ・特定保守製品の点検 等

- ✓ 経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(例:扇風機)について事業者による一般消費者に対する情報提供責務を措置。

<電気用品安全法>

②PSE制度の見直し

旧法適合製品と新法適合製品とで安全性が同等であることが確認されたことを踏まえ、旧電気用品取締法に適合していればPSEマークが付されているものとみなすことを措置。

これにより、PSEマークを付すことなく中古品が販売可能。

③リチウム蓄電池の安全対策

リチウム電池等の蓄電池の法制度上の位置づけを明確化。

事故が相次いでいるリチウム電池について、国が定める安全基準を満たして製造・輸入することを義務付けることにより安全性を担保。